

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

無線設備規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

無線設備規則等の一部改正について

2 対象品名

22GHz 帯固定無線アクセス (FWA) 高度化システムの無線設備

3 趣旨及び目的

26GHz 帯及び 40GHz 帯の周波数再編の際の既存無線システムの移行先候補である 22GHz 帯において、固定無線アクセス (FWA) システムの高度化に向けた検討を推進することとされているなかで、天候によらず安定した伝送速度を保つ FWA 高度化システムの導入が必要となるため。

4 施行予定日

令和8年3月

5 意見提出先

総務省総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5886

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間